

合同会合の検討課題及び検討スケジュール（案）

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法律」という）附則第3条において、政府は、法律施行後7年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされており、本合同会合においては、かかる検討及び措置に関する審議を行う。

今後の審議においては、法律を構成する、PRTR制度、MSDS制度、事業者による化学物質の自主的な管理の改善等の要素毎に、逐次、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討を行う。その後、平成19年夏頃を目処に合同会合の中間とりまとめを行う。審議に当たっては、事務局や各委員を通じて各層の意見を集め、また、合同会合の中間とりまとめに当たってはパブリックコメントを行うなど、幅広く関係者の意見を聴取し、議論に反映させる。

各回における検討事項は、概ね以下によることとする。なお、合同会合の中間とりまとめ以降の進め方については、今後の審議を踏まえて決定する。

第1回合同会合（今回）

- (1) 化学物質排出把握管理促進法の見直しについて
 - ・法施行の状況とその評価
 - ・検討課題の整理

第2回合同会合（平成19年3月13日開催予定）

- (1) 平成17年度PRTRデータの概要について
- (2) PRTR制度の課題と今後の方向性について
 - ・PRTRデータの活用策について
 - ・PRTRデータの提供方法について
 - ・地方公共団体の役割について

第3回合同会合

- (1) PRTR制度の課題と今後の方向性について
 - ・届出事項について
 - ・未届出事業者への指導対策について
 - ・対象物質と対象事業者の要件について
 - ・排出量把握手法及び届出外排出量の推計手法について

第4回合同会合

- (1) 化学物質の自主管理に関する課題と今後の方向性について
 - ・自主的な化学物質管理の在り方について
 - ・事業者によるリスクの把握について
 - ・より安全な物質への代替について
 - ・化学物質の自主管理に関する地方公共団体の役割について

(2) リスクコミュニケーション及び人材育成に関する課題と今後の方向性について

第 5 回合同会合

(1) MSDS 制度の課題と今後の方向性について

- ・ 情報伝達のあり方について
- ・ 国際調和の推進

(2) 中間とりまとめ骨子 (案) について

第 6 回合同会合

(1) 中間とりまとめについて

(必要に応じ第 7 回合同会合を開催)